

# 産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準

(平成2年12月12日環境局長決裁)

## 第1 趣旨

この基準は、仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成2年12月18日仙台市告示第377号。以下「指導要綱」という。）第13条の規定により、産業廃棄物処理施設及び処理業用施設（以下「産業廃棄物処理施設等」という。）の構造に関し必要な事項を定める。

## 第2 定義

### 削除

## 第3 産業廃棄物処理施設等の共通基準

産業廃棄物処理施設等の構造に関する共通の基準は、次のとおりとする。

### (1) 囲い等

産業廃棄物処理施設等に係る土地の周囲には、必要に応じてみだりに人が当該処理施設に立入るのを防止することができる囲い及び門扉を次により設けること。

イ 囲いの材質及び構造は、風圧等により容易に転倒し、又は破壊されないものであること。

ロ 施設の出入口には、施錠できる門扉を設けること。

### (2) 表示等

門扉付近の見やすい箇所に、別記様式により産業廃棄物処理施設等であることを表示する立札その他の設備を設けること。

### (3) 緩衝地帯

産業廃棄物処理施設等の設置にあたっては、次により緩衝地帯を設け、緑化に努めること。

イ 最終処分場にあつては、原則として敷地境界から水平距離で2m以上

ロ 中間処理施設及び積替え保管施設にあつては、原則として敷地境界から水平距離で1m以上

### (4) 搬入道路

搬入道路を設ける場合は、次によること。

イ 搬入車両の通行に支障がないよう十分な幅員を確保すること。

ロ アスファルト舗装等を施すこと。

### (5) 消火設備

可燃性の産業廃棄物を取り扱う場合は、消火器、貯水槽、散水器その他の適切な消火設備を設けること。

### (6) 洗車設備

必要に応じて、運搬車両等に付着した泥等を洗い落とすことができる設備を設けること。

### (7) 駐車設備

車両の通行及び産業廃棄物の処理に支障が生じないように、必要に応じて駐車設備を設けること。

### (8) 管理事務所

原則として、産業廃棄物処理施設等の敷地内に管理事務所を設置すること。

#### 第4 最終処分場

最終処分場の構造に関する基準は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）で定めるもののほか、次のとおりとする。

##### 1 最終処分場の共通基準

###### (1) 地滑り防止工及び地盤沈下防止工

地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、次により適当な地滑り防止工又は沈下防止工を設けること。

イ 地滑り防止工はアンカー工法、押え盛土工法等、沈下防止工は地盤改良、杭基礎等の適切な工法とすること。

ロ 工法の選定は、現地調査、地質調査及び土質調査等により行うこと。

###### (2) 地表水等の集排水設備

埋立地の周囲には、地表水、湧水等が埋立地へ流入するのを防止できる開渠等の設備を次により設け、また、処分場を設置することにより隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合は、これを常時排水できる開渠等の設備を次により設けること。

イ 開渠等は、地表水等の排水を安全に流下させることができるとともに、埋立廃棄物と接触しないよう考慮して設置すること。

ロ 開渠等の断面は、原則として次の式により算定した通水断面積を考慮して決定すること。

$$A=Q/V$$

A：通水断面積（ $m^2$ ）

Q：雨水流出量（ $m^3/sec$ ）

V：平均流速（ $m/sec$ ）

なお、 $Q = (1/360) \cdot C \cdot I \cdot S$

C：流出係数（埋立地の流域の地形、植生等により適当な数値を選ぶ）

I：降雨強度（ $mm/h$ ）

（10年確率の降雨強度）

S：流域面積（ $ha$ ）

$$V = (1/n) \cdot R^{2/3} \cdot i^{1/2}$$

n：粗度係数

R：径深（ $m$ ）

i：動水勾配

ハ 開渠等の材質及び構造は、埋め立てる産業廃棄物等の圧力及び埋立用の重機・搬入車両等の荷重に十分耐えられるものとする。

ニ 開渠等の設置にあたっては、必要に応じ地盤沈下対策及び補強対策を講ずること。

###### (3) 調整池

最終処分場内外の排水を安全に流下させるため、必要に応じて十分な容量を有する調整池を設けること。

###### (4) 崩壊防止措置

埋立地の崩壊を防止するため、必要に応じて切土又は盛土の措置を講ずること。

イ 切土は、次により行うこと。

(イ) 切土勾配は、地山の土質及び切土高に応じて別表第1に示す値を原則とするが、遮水工を施工する場合にあっては、別表第1をもとに遮水工の施工性を考慮して決定すること。

(ロ) 原則として、切土高5mごとに水平距離1m以上の小段を設けること。

ただし、湧水等がある場合は、湧水の発生箇所を考慮して設けること。

ロ 盛土（土えん堤）は、次により行うこと。

(イ) 盛土部は、地山の伐開、除根等を行い、現地盤との密着を図ること。

(ロ) 地山の勾配が1：4より急な場合には、原則として高さ0.5m以下、幅1m以上の段切りを施すものとし、盛土の施工にあたっては、敷ならし及び締固めの一層の仕上り厚を30cm程度とすること。

(ハ) 締固作業は、土質及び締固幅に応じて適当な締固機械を用いて入念に行うこと。

(ニ) 盛土勾配は、盛土材料及び盛土高に応じて別表第2に示す値を原則とするが、遮水工を施工する場合にあっては、別表第2をもとに遮水工の施工性を考慮して決定すること。

(ホ) 土えん堤の場合は、原則として堤頂幅を3m以上とすること。

(ヘ) 盛土材料は、同一土質を原則とし、竹木草根、凍土その他腐食しやすい有機物を含めないこと。

(ト) 原則として、盛土高5mごとに水平距離1m以上の小段を設けること。

ハ 次に掲げる場合は、円形すべり面法等により安定検討を行うこと。

(イ) 切土高が別表第1の値を超える場合

(ロ) 盛土高が別表第2の値を超える場合

(ハ) 地盤、土質条件等により必要があると認められる場合

ニ 埋立地以外の切土、盛土箇所は、必要に応じて別表第3に掲げる工種により法面保護工を施工し、法面の安定を図るとともに次の措置を講ずること。

(イ) 法面保護工の施工にあたっては、周辺環境を配慮することとし、特に、植生工を採用する場合は、生育に必要な衣土及び肥料を施すこと。

(ロ) 法面保護工には、必要に応じ小段排水溝、縦排水溝を設けること。

(5) 擁壁等

埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するために擁壁、えん堤その他の設備の安全性については、構造計算により、次の安定検討が行われていること。

(イ) 滑動に対する安定

(ロ) 転倒に対する安定

(ハ) 基礎地盤の支持力に対する安定

(ニ) 背面土圧を含む全体として安定

(6) 地下水の水質監視用井戸

地下水の水質監視用井戸の設置については、次によること。

イ 位置は、地下水の流向等を考慮すること。

ロ 深さは、第1滞水層までを原則とすること。

ハ 管径は、15cm以上とし、第1滞水層にストレーナーを設けること。

(7) 基準高の設定

計画地周辺に埋立地の築造、産業廃棄物の埋立及び覆土の高さの状況が確認できるように基準高（仮BM）を2か所以上設定すること。

なお、基準高は、沈下等変位のない構造及び位置とすること。

(8) 最終処分場を表示する区域杭等

最終処分場及び埋立地の区域を明確にするため、それぞれ別図第1及び別図第2により原則としてすべての変化点に区域杭を設置すること。

## 2 安定型処分場の個別基準

### (1) 遮水工

埋立地には、産業廃棄物の投入のための開口部及び集排水設備の部分を除き、浸透水（遮水工の有無に関わらず、安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。以下同じ。）が埋立地から浸出することを防止できる遮水工を設けることとし、構造等は、次のとおりとすること。ただし、埋立地と公共の水域及び地下水との間に十分な厚さの不透水性の地層その他遮水工と同等以上の効力を有するものである場合、又は、排出事業者が特定され、かつ、溶出試験等により公共の水域及び地下水の汚染のおそれがないことが明らかと判断される産業廃棄物のみを処分する場合にあっては、この限りでない。

イ 遮水工は、シート工法を原則とすること。

ロ シートの材質は、合成ゴム系又は合成樹脂系とし、かつ、その厚さは1.5 mm以上とすること。

ハ シート下面は、シートの破損を防ぐため角礫、突起物等を除去して平滑に仕上げ、又はシートと下地の間に厚さ1 cm以上の不織布等を敷くこと。

ニ シートの敷設は、天端部及び各小段部で、地盤にシートを確実に固定すること。

ホ シートの接合は、原則としてプレス接着又は熱風溶着とし、接合面の重合せを十分にとり、引張り等に対して十分な強度を備えること。

ヘ シートの上面には、シートが埋立廃棄物の圧力及び埋立用重機・搬入車両等の荷重により破損しないよう50 cm以上の保護盛土を施し、産業廃棄物がシートと直接接触しない構造とすること。

ト 湧水等によるシート背面の水圧により膨上りを生じたり、圧力により遮水工を破損するおそれのある場合は、暗渠管網を含む地下水の集排水設備を設置すること。

チ ボーリング調査により部分的な遮水工で十分であると判断されるときは、グラウト工法、鋼矢板工法等により行うものとするが、その場合にあっては、不透水層との接合部からの浸透水の流出を防止するために、遮水工は不透水層に1 m以上入れて施工すること。

### (2) 浸透水集排水設備

埋立地には、浸透水が局部的に滞水することなく、速やかに集水及び排水できる堅固で耐久性を有する構造の集排水設備を次により設けること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地にあっては、この限りでない。

イ 配置形式は、別図第3を基本とし、埋立地の構造に応じて組み合わせること。

ロ 設置位置は底面及び法面を基本とし、必要に応じて埋め立てた産業廃棄物の中間層への設置や縦形集排水管の設置を行うこと。

ハ 集排水管は有孔管を原則とするが、えん堤等の上流側1 mの地点から下流側は、無孔管

とすること。

ニ 必要に応じて、集水ピット及び浸透水処理設備への送水ポンプを設けること。

ホ 集排水管の管径並びに集水ピットの規模及び送水ポンプの能力は、次の式により算定された浸透水の水量を考慮して決定すること。

$$Q = (1/1000) \cdot C \cdot I \cdot S$$

Q：浸透水の水量 (m<sup>3</sup>/日)

C：浸出係数 (埋立廃棄物の性状及び覆土用土砂の土質を勘案し、適当な数値を選ぶ)

I：降雨量 (mm/日)

S：埋立地集水面積 (m<sup>2</sup>)

注 降雨量は、最大月間平均降雨量の日換算値とすること。

降雨量のデータは、20年以上とすること。

### (3) 浸透水処理設備

浸透水集排水設備により集められた浸透水を処理するための浸透水処理設備を、次により設置すること。ただし、必要がないと認められる場合には、設置しないことができる。

イ 浸透水処理設備は、流入する浸透水の水量及び水質の変動に対応できるものとし、指導要綱第22条の規定に基づく産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準（以下「維持管理基準」という。）別表第1に定める水質基準に適合させることができるものであること。

ロ 処理水の放流先（河川等）を確保し、浸透水処理設備から放流先までの流路は、放流に支障のない開渠等の構造とすること。

ハ 浸透水及び放流水の汚濁状況を勘案し、必要に応じ高度処理方式の採用又は増設を行えるよう処理設備等の増設場所等を確保すること。

### (4) ガス抜き設備等

埋め立てる産業廃棄物の種類及び性状等により、必要に応じて次によりガス抜き設備等を設けること。

イ ガス抜き設備は、周辺の生活環境に支障のないよう大気に放出できる構造のものであること。

ロ 縦管は、埋立重機等の作業によるずれ、破損等のない構造（法面埋込式等）であること。

ハ 原則として、ガス抜き管は埋立地内の集水設備に接続すること。

ニ 遮水シートの下面にガスの発生が予想される場合は、ガス抜き管を施工すること。

## 3 管理型処分場の個別基準

### (1) 遮水工

埋立地には、産業廃棄物の投入のための開口部及び集排水設備の部分を除き、産業廃棄物の保有水、雨水等（以下「保有水等」という。）が埋立地から浸出することを防止できる遮水工を設けることとし、構造等は、次のとおりとすること。ただし、埋立地と公共の水域及び地下水との間に十分な厚さの不透水性の地層その他遮水工と同等以上の効力を有するものである場合にあっては、この限りでない。

イ 遮水工は、シート工法を原則とすること。

ロ シートの材質は、合成ゴム系又は合成樹脂系とし、かつ、その厚さは1.5mm以上とする

こと。

- ハ シート下面は、シートの破損を防ぐため角礫、突起物等を除去して平滑に仕上げ、又はシートと下地の間に厚さ1 cm以上の不織布等を敷くこと。
- ニ シートの敷設は、天端部及び各小段部で、地盤にシートを確実に固定すること。
- ホ シートの接合は、原則としてプレス接着又は熱風溶着とし、接合面の重合せを十分にとり、引張り等に対して十分な強度を備えること。
- ヘ シートの上面には、シートが埋立廃棄物の圧力及び埋立用重機・搬入車両等の荷重により破損しないよう50 cm以上の保護盛土を施し、産業廃棄物がシートと直接接触しない構造とすること。
- ト 湧水等によるシート背面の水圧により膨上りを生じたり、圧力により遮水工を破損するおそれのある場合は、暗渠管網を含む地下水の集排水設備を設置すること。
- チ ボーリング調査により部分的な遮水工で十分であると判断される場合は、グラウト工法、鋼矢板工法等により行うものとするが、その場合にあつては、不透水層との接合部からの浸出液の流出を防止するために、遮水工は不透水層に1 m以上入れて施工すること。

## (2) 保有水等集排水設備

- 埋立地には、保有水等が局部的に滞水することなく、速やかに集水及び排水できる堅固で耐久性を有する構造の集排水設備を次により設けること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地にあつては、この限りでない。
- イ 配置形式は、別図第3を基本とし、埋立地の構造に応じて組み合わせること。
  - ロ 設置位置は底面及び法面を基本とし、必要に応じて埋め立てた産業廃棄物の中間層への設置や縦形集排水管の設置を行うこと。
  - ハ 集排水管は有孔管を原則とするが、えん堤等の上流側1 mの地点から下流側は、無孔管とすること。
  - ニ 必要に応じて、集水ピット及び浸出液処理設備への送水ポンプを設けること。
  - ホ 集排水管の管径並びに集水ピットの規模及び送水ポンプの能力は、次の式により算定された浸出液の水量を考慮して決定すること。

$$Q = (1/1000) \cdot C \cdot I \cdot S$$

Q：浸出液の水量 (m<sup>3</sup>/日)

C：浸出係数 (埋立廃棄物の性状及び覆土用土砂の土質を勘案し、適当な数値を選ぶ)

I：降雨量 (mm/日)

S：埋立地集水面積 (m<sup>2</sup>)

注 降雨量は、最大月間平均降雨量の日換算値とすること。

降雨量のデータは、20年以上とすること。

## (3) 浸出液処理設備

保有水等集排水設備により集められた浸出液を処理するための浸出液処理設備を次により設置すること。

- イ 浸出液処理設備は、流入する浸出液の水量及び水質の変動に対応できるものとし、維持管理基準別表第2に定める水質基準に適合させることができるものであること。

- ロ 処理水の放流先（河川等）を確保し、浸出液処理設備から放流先までの流路は、放流に支障のない開渠等の構造とすること。
  - ハ 浸出液及び放流水の汚濁状況を勘案し、必要に応じ高度処理方式の採用又は増設を行えるよう処理設備等の増設場所等を確保すること。
- (4) ガス抜き設備等
- 埋め立てる産業廃棄物の種類及び性状等により、必要に応じて次によりガス抜き設備等を設けること。
  - イ ガス抜き設備は、周辺の生活環境に支障のないよう大気に放出できる構造のものであること。
  - ロ 縦管は、埋立重機等の作業によるずれ、破損等のない構造（法面埋込式等）であること。
  - ハ 原則として、ガス抜き管は埋立地内の集水設備に接続すること。
  - ニ 遮水シートの下面にガスの発生が予想される場合は、ガス抜き管を施工すること。

## 第5 中間処理施設

中間処理施設の構造に関する基準は、次のとおりとする。

- 1 中間処理施設の共通基準（(4)ーロ、(7)ーロ、(9)、(10)、(11)ーロ以外の項目については処理業用施設に限る。）
- (1) 構造耐力
- 自重、積載重量その他の重量、地震力及び温度応力に対して、構造耐力上安全であること。
- (2) 削除
- (3) 腐食の防止
- 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置を講ずること。
- (4) 飛散、流出及び悪臭の防止
- イ 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止できる構造とすること又は必要な設備を設けること。
  - ロ 臭気がある産業廃棄物の処理施設は、屋内に設置し、臭気等が外部に放出しない構造であること。
  - ハ 廃油、廃ポリ塩化ビフェニル及び廃ポリ塩化ビフェニルを含む廃油（以下「廃ポリ塩化ビフェニル等」という。）又はポリ塩化ビフェニル汚染物を取り扱う施設にあっては、事故時における受入設備その他の設備から廃油等の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備を設けること。
- (5) 粉じんの防止
- 産業廃棄物の破碎、破碎等により粉じんの発生するおそれのある場合には、粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん機、散水装置等の粉じん防止設備を設けること。
- (6) 騒音及び振動の防止
- 著しい騒音及び振動を発生して、周囲の生活環境を損なうものでないこと。
- (7) 地盤面等の被覆
- イ 液状の産業廃棄物又は有害物質を含む産業廃棄物を取り扱う施設若しくは屋外において産業廃棄物を取り扱う施設又は保管する施設にあっては、産業廃棄物の地下浸透を防止

するため、施設が設置される床又は地盤面は、産業廃棄物の性状により、不透水性の材料又は廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

ロ 屋外作業場及び保管施設の地盤面を被覆した場合は、廃油等の流出を防止するため、雨水排水施設に油水分離槽を設置すること。

(8) 受入設備等

産業廃棄物の受入設備、保管設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

(9) 排水処理設備等

中間処理施設から産業廃棄物の処理に係る排水がある場合は、放流先(河川等)を確保し、必要に応じて排水処理設備その他の設備を設けること。

イ 排水処理設備は、排水の水質を次の基準に適合させることができるものであること。

(イ) 公共用水域に放流する場合は、維持管理基準別表第2及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号、以下「特措法」という。)に定める特定施設に該当する施設にあっては、特措法に定める排水基準

(ロ) 公共下水道に放流する場合は、下水道法及び仙台市下水道条例に定める排除基準並びに特措法に定める特定施設に該当する施設にあっては、特措法に定める排水基準等

ロ 中間処理施設から放流先までの流路の構造は管渠等とすること。

(10) 雨水等の流入防止

中間処理施設内へ外部の雨水等が流入するのを防止できる開渠その他の設備を設けることとし、隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを常時排水できる設備を設けること。

(11) 排ガス対策

イ 煙突等から排出される排ガスにより生活環境の保全上支障が生じないよう必要に応じて排ガス対策を講ずるとともに、必要に応じてばい煙測定口その他の設備を設けること。

ロ ばい煙を発生させる中間処理施設については、煙突等に測定可能な設備を設け、ばい煙を大気汚染防止法及び特措法に定める排出基準以下とするため、必要に応じて適切なばい煙処理設備を設けること。

2 中間処理施設の個別基準 ((1)の項目については処理業用施設に限る。)

(1) 汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物又はその他の産業廃棄物の焼却施設

イ 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に産業廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設(平成9年9月3日厚生省告示第187号)にあっては、この限りでない。

ロ 次の要件を備えた焼却室が設けられていること。

(イ) 燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が800℃(廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設にあっては1,100℃)以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。

(ロ) 燃焼ガスが、800℃(廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設にあっては1,100℃)の温度を保ちつつ、2秒以上滞

留できるものであること。

- (イ) 外気と遮断されたものであること。
- (ニ) 燃焼ガスの温度を速やかに(イ)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。
- (ホ) 燃焼に必要な量の空気を供給できる装置(供給空気量を調整する機能を有するものに限る。)が設けられていること。

ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ニ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りではない。

ホ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(ニのただし書きの場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ヘ 焼却施設の煙突から排出されるガス(以下「排ガス」という。)による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る)が設けられていること。

ト 排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

チ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。

リ 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。

- (イ) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。
- (ロ) ばいじん又は焼却灰の溶融加工を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができ、かつ、溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。
- (ハ) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度が 1000℃以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成できるものであり、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること、及び、焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。
- (ニ) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行なう場合あつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。

ヌ 廃油、廃ポリ塩化ビフェニル等の焼却施設にあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するため必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

(2) 廃酸又は廃アルカリの中和施設

廃酸又は廃アルカリの中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置並びに pH調整槽内の pHを管理するための pH計及び記録計を設けること。

- (3) 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設  
ばい焼室内の温度を管理するために温度計及び記録計が設置されていること。
- (4) 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設  
分解室の出口における炉温を管理するために温度計及び温度記録計が設置されていること。

## 第6 積替え保管施設

積替え保管施設の構造に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 構造耐力  
自重、積載重量その他の荷重、地震力及び温度応力に対して、構造耐力上安全であること。
- (2) 保管能力  
施設の保管能力は、計画保管能力を満たすものであること。
- (3) 腐食の防止  
保管する産業廃棄物による腐食を防止するために必要な措置を講ずること。
- (4) 飛散、流出及び悪臭の防止  
イ 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであること、又は必要な設備を設けること。  
ロ 廃油、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を取り扱う施設にあつては、事故時における廃油等の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備を設けること。
- (5) 粉じんの防止  
産業廃棄物の積替又は保管により粉じんの発生するおそれのある場合には、粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん機、散水装置等の粉じん防止設備を設けること。
- (6) 騒音及び振動の防止  
著しい騒音及び振動を発生して、周囲の生活環境を損なうものでないこと。
- (7) 地盤面等の被覆  
液状の産業廃棄物又は有害物質を含む産業廃棄物を取り扱う施設若しくは屋外において産業廃棄物を取り扱う施設又は保管する施設にあつては、施設が設置される床又は地盤面は、産業廃棄物の性状により、不透水性の材料又は廃油等が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。
- (8) 雨水等の流入防止  
積替え保管施設内へ外部の雨水等が流入するのを防止できる開渠その他の設備を設けることとし、隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを常時排水できる設備を設けること。
- (9) 仕切設備  
複数の産業廃棄物を対象とする場合に合つては、処理区分ごとに保管できるよう仕切設備を設けること。
- (10) 保管の高さ

保管施設内に、産業廃棄物の保管の高さが判断できるよう必要な措置を講ずること。

(11) 屋内構造

保管する産業廃棄物の性状を勘案し、必要に応じて屋内構造とすること。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日改正)

(実施期日)

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 29 年 3 月 7 日改正)

(実施期日)

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 29 年 5 月 1 日改正)

(実施期日)

この改正は、平成 29 年 5 月 1 日から実施する。

別記様式（１）

産業廃棄物処理施設の種類	最終処分場（型）
設置者氏名	〇〇株式会社（許可番号）
産業廃棄物の種類	
設置年月日	年 月 日（許可番号）
埋立期間	年 月 日 ～ 年 月 日
管理者氏名	

（ 1 8 0 c m ）

（ 1 0 0 c m ）

1. 寸法は、目安とする。
2. 材質は耐久性のあるもので、強度が十分にあるものとする。
3. 塗装は下地を白色、文字を黒色とする。
4. 産業廃棄物処理施設の種類のほか、最終処分場の種別（しゃ断型、管理型、安定型）を記入すること。
5. 設置者が、処理業者の場合は、許可年月日、許可番号も記載すること。
6. 設置年月日は、処理施設が政令第7条の許可施設である場合は、設置許可年月日（届出年月日）、許可番号を記載すること。
7. 管理者は、施設を管理する者（技術管理者又は産業廃棄物管理責任者等）とし、その者の氏名、電話番号を記載すること。

別記様式（２）

産業廃棄物処理施設の種類		( 1 0 0 c m )
設 置 者 氏 名	○ ○ 株式会社 (許可年月日 ) (許可番号 )	
産 業 廃 棄 物 の 種 類		
産 業 廃 棄 物 の 保 管 上 限	最大高                      最大保管量	
設 置 年 月 日	年   月   日 (許可番号 )	
管 理 者 氏 名		

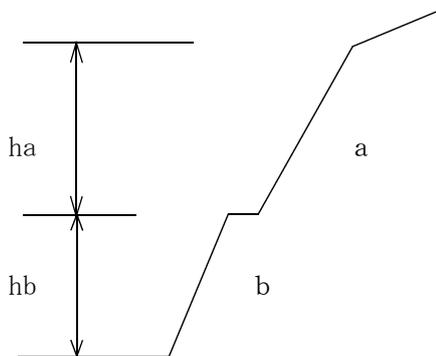
( 1 8 0 c m )

1. 寸法は、目安とする。
2. 材質は耐久性のあるもので、強度が十分にあるものとする。
3. 塗装は下地を白色、文字を黒色とする。
4. 産業廃棄物処理施設の種類には、中間処理施設（処理方式、処理能力をかつこ書きすること。）又は積替保管施設の別を記入すること。
5. 設置者が、処分業者の場合は、処分業の許可年月日及び許可番号も記載すること。
6. 保管上限の最大高は、屋外において容器を用いずに保管する場合には、省令第7条の2<sup>3</sup>及び第7条の4<sup>5</sup>（第8条の10の2及び第8条の10の4で準用する場合を含む。）で引用する、第1条の5第3号で定める高さ（第1条の6で定める高さのうち最高のもの）とする。その他の場合については、当該施設における産業廃棄物保管の最大高とする。
7. 積替保管施設の最大保管量は、政令第6条第1項第1号ロで定める、当該保管場所の平均的な搬出量の7日分の数量とする。
8. 中間処理施設の最大保管量は、省令第7条の6で定める産業廃棄物（建設業に係る産業廃棄物であって、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの（再生のためのがれき類を除く。）及び廃タイヤ。）を保管する場合には、当該施設の処理能力の14日相当の数量とする。その他の産業廃棄物については、事業計画における当該処理施設の廃棄物保管の最大量とする。
9. 設置年月日は、処理施設が政令第7条の許可施設である場合は、設置許可年月日（届出年月日）、許可番号を記載すること。その他の場合は検査済通知の年月日とする。
10. 管理者は、施設を管理する者（技術管理者又は産業廃棄物管理責任者等）とし、その者の氏名、電話番号を記載すること。

別表第 1

地 山 の 土 質		切土高 (m)	勾 配
硬	岩		1 : 0.3 ~ 1 : 0.8
中	硬 岩		
軟	岩		1 : 0.5 ~ 1 : 1.2
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1 : 1.5 以上
砂 質 土	密実なもの	5 以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		5 ~ 10	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの	5 以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5 ~ 10	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
砂利又は岩塊まじりの 砂 質 土 ( 玉 石 )	密実なもの又は粒度分布の良いもの	10 以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		10 ~ 15	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの又は粒度分布の悪いもの	10 以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		10 ~ 15	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
粘 性 土 など		10 以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.2
砂利又は岩塊まじりの 粘 性 土		5 以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5 ~ 10	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5

- 注) 1. 上表は、土工面から経済的に求めたのり面勾配の標準値で、無処理あるいは植生工程度の保護工を前提としたものである。  
 2. 土質構成などにより単一勾配としないときは、勾配の変化点には小段 (1.0m以上) を設けるものとし、切土高及び勾配の考え方は下図のようにする。



ha : a 勾配に対する切土高  
 hb : b 勾配に対する切土高

- 勾配には小段を含めない。
- 勾配に対する切土高は当該切土のり面から上部の全切土高とする。

3. シルトは粘性土に入れる。

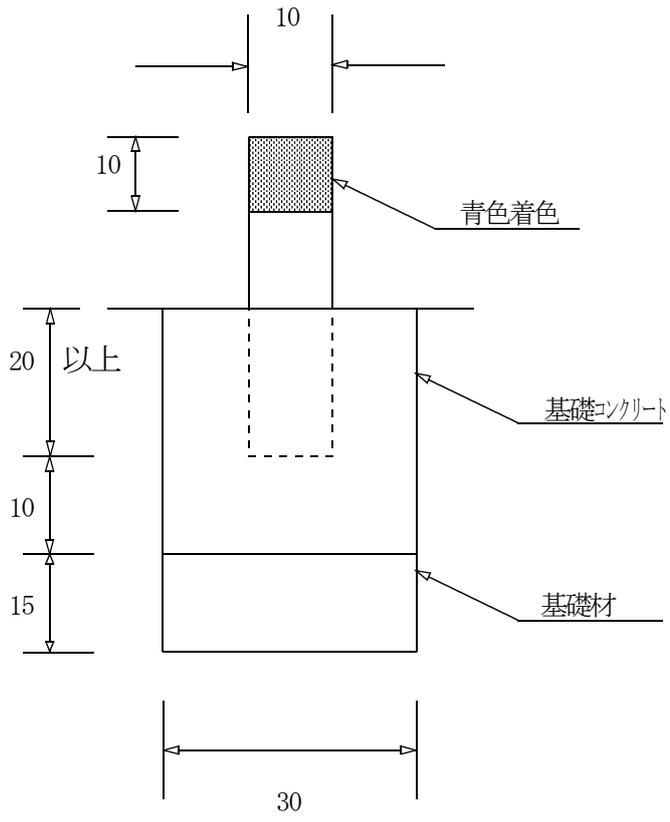
別表第2

盛土材料	盛土高 (m)	勾配	摘要
粒度の良い砂 (SW), 砂利及び砂利まじり砂 (GM) (GC) (GW) (GP)	5以下	1:1.5 ~ 1:1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり, 浸水の影響のない盛土に適用する。 ( ) の統一分類は代表的なものを参考に示す。
	5~15	1:1.8 ~ 1:2.0	
粒度の悪い砂 (SP)	10以下	1:1.8 ~ 1:2.0	
岩塊 (ずりを含む)	10以下	1:1.5 ~ 1:1.8	
	10~20	1:1.8 ~ 1:2.0	
砂質土 (SM) (SC), 硬い粘質土, 硬い粘土 (洪積層の硬い粘質土, 粘土, 関東ロームなど)	5以下	1:1.5 ~ 1:1.8	
	5~10	1:1.8 ~ 1:2.0	
軟かい粘質土	5以下	1:1.8 ~ 1:2.0	

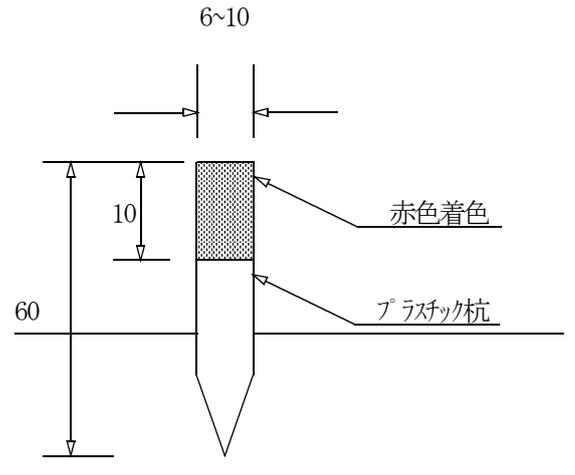
別表第3

分類	工種	目的・特徴
植生工による法面保護工	種子散布工 客土吹付工 厚層基材吹付工 張芝工 植生マット工	侵食防止 凍上崩落抑制, 全面植生 (緑化)
	植生筋 筋芝工	盛土のり面の侵食防止 部分植生
	土のう工 植生穴工	不良土, 硬質土のり面の侵食防止 部分植生
構造物による法面保護工	モルタル吹付工 コンクリート吹付工 石張工 ブロック張工 プレキャスト枠工	風化, 侵食の防止 中詰が土砂やぐり石の空詰の場合は侵食防止
	コンクリート張工 吹付枠工 現場打コンクリート枠工 アソカ工	のり面表層部の崩落防止, 多少の土圧を受けるおそれのある箇所の土留め, 岩盤はく落防止
	編蛇籠工	のり面表層部の侵食や湧水による流失の抑制

別図第1

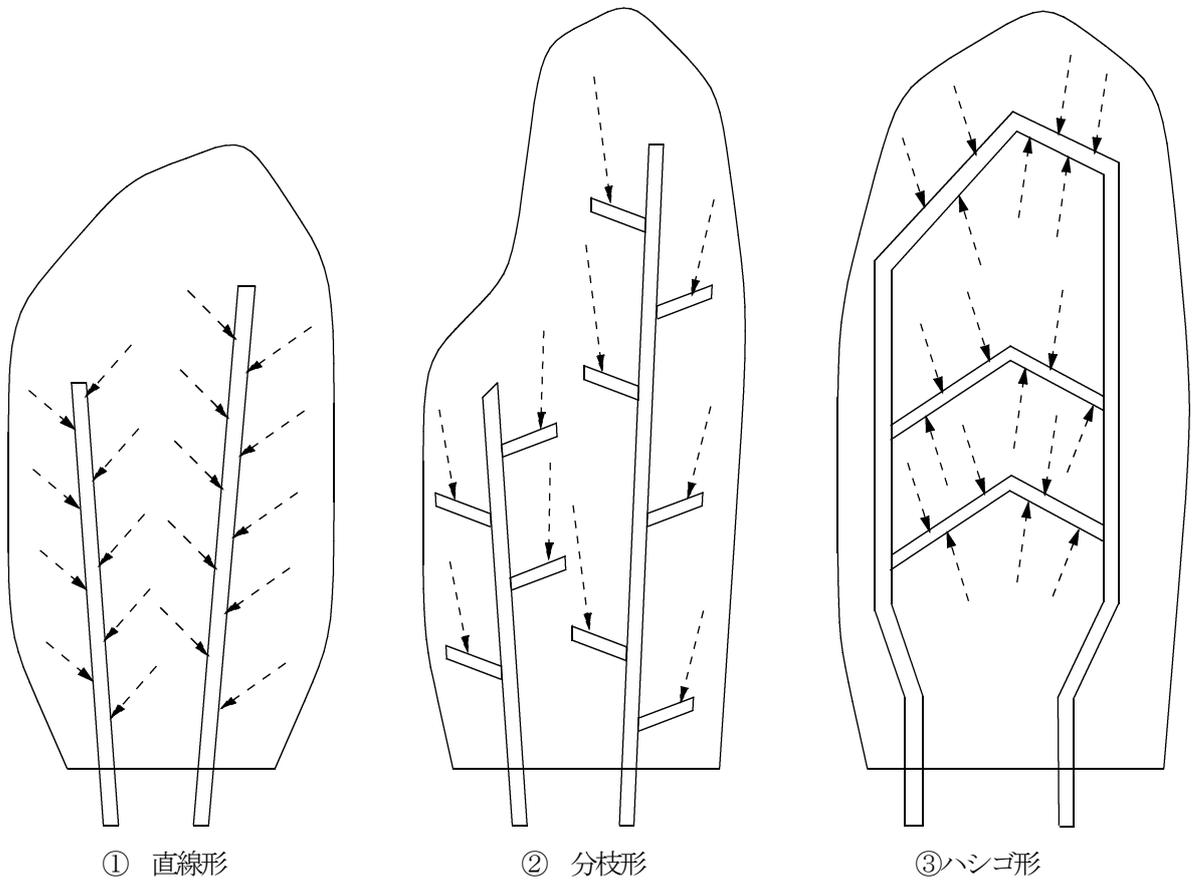


別図第2



(注) 寸法の単位はcmとする。

別図第3



① 直線形

② 分枝形

③ハシゴ形